

四日市市告示第348号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第8条第1項の規定により、第八期市町村分別収集計画を次のとおり定めたので、同法第8条第4項の規定に基づき告示する。

平成28年6月13日

四日市市長 田 中 俊 行

容器包装廃棄物

分別収集計画

(平成 29 年度～33 年度)

四 日 市 市

四日市市容器包装廃棄物分別収集計画

平成 28 年 6 月 13 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、新総合ごみ処理施設「四日市市クリーンセンター」の平成 28 年度からの稼働に伴い、最終処分場の長寿命化を進めるとともに、ごみ焼却発電による熱エネルギー回収（サーマルリサイクル）を行うなど、環境負荷の少ない廃棄物処理を一層推進していく所存である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 29 年 4 月を始期とする 5 か年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第 8 条第 2 項第 1 号)

年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
容器包装廃棄物	16,018 t	15,936 t	15,859 t	15,790 t	15,707 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、ごみ処理基本計画（平成27年11月策定）に基づき以下の施策を推進する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・分別の徹底化

市民一人ひとりによる具体的なごみ減量活動を促進するために、広報、ホームページ、説明会、イベントなどを通じ、「ごみを減らさなければならない理由」や「ごみの現状・問題点」などの情報を明確に伝え、ごみに関する問題意識を共有化し、「ごみになる不要なものは購入しない、再利用を心がける、ごみは正しく分別し排出するようなライフスタイルの実践・定着」を呼びかけていく。

また、ごみ収集日程表・ごみガイドブック・市ホームページの内容を見直すことにより、市民に対しごみの分別方法をより分かりやすく伝える。

・ごみ減量リサイクル推進店制度の推進

レジ袋の有料化や簡易包装の実施、容器包装の自己回収など、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組む市内の小売事業者、商店街と「ごみ減量リサイクル推進店に関する協定」を締結し、市民への利用を推奨する「ごみ減量リサイクル推進店制度」について、既に協定を締結している事業者のさらなる取組の拡大や、参加事業者の拡大を目指していく。

ごみ減量リサイクル推進店として協定を締結した店舗に対しては、市が交

付するステッカーやポスターを店頭に掲示してもらうとともに、その取組内容について市のホームページやごみ収集日程表等に掲載し、市民に周知する。

・エコステーション設置促進事業の推進

資源物の収集方法について、地域の集積場等での収集に加え、市民の利便性の向上及び資源回収量の拡大を図るため、スーパーの駐車場等や商店街の店頭広場等に資源物の回収拠点を設置し、管理運営を行なう自治会やNPOなどの公共的団体に対し、資源物の回収量に応じて補助を行う「エコステーション設置促進事業」による資源物回収拠点の拡大を図るとともにその取組内容について市のホームページやごみ収集日程表等に掲載し、市民に周知する。

・フリーマーケット等の開催情報の提供

本市では、民間事業者により「なんでも四日の市」が開催されており、収集した家具類で使用可能なものを販売しているが、今後もこの取組に対して広報等の支援を行い、継続して不用品の有効利用を図る。

・ごみ問題に関する環境教育の充実

小学校4年生の社会科での、「廃棄物の処理と自分たちの生活や産業とのかかわり」の学習、平成14年度から実施されている「総合的な学習の時間」での環境をテーマに取り上げた学習等において、生活環境課の職員の派遣を行うなど、小中学校の環境教育に積極的に協力する。

また、市民・事業者に対してごみ問題、環境問題への理解を深めることを目的に広報による情報提供や地域での説明会、「四日市市公害と環境未来館」等での講習会を検討するとともに、環境学習の機会を積極的に提供する。

さらに、先進的な設備を有する新総合ごみ処理施設「四日市市クリーンセンター」の見学や視察を通じて、廃棄物処理の現状を理解する機会を提供していく。

・資源集団回収活動の支援

現在、集団回収の活性化及び再資源化を推進するため、資源のうち紙類、布類を自主回収する団体に対して助成金を交付しているが、今後も積極的に奨励し、さらなる資源化を図る。また、広報やホームページによる資源集団回収に関する情報を定期的に掲載し、活動団体の拡充を図る。

・ごみ減量等推進審議会

資源循環型社会の創造のために、学識経験者や市民団体、市民の代表等で構成されるごみ減量等推進審議会等で広く意見を聞きながら施策展開を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、四日市市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶、金属類
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他の色のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするため のもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外 のもの	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器

包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	147.5 t		147 t		146 t		145.5 t		145.5 t	
主としてアルミ製の容器	147.5 t		147 t		146 t		145.5 t		145.5 t	
無色のガラス製容器	(合計) 880 t		(合計) 876 t		(合計) 872 t		(合計) 868 t		(合計) 866 t	
	(引渡 量) t	(独自処理 量) 880 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 876 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 872 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 868 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 866 t
茶色のガラス製容器	(合計) 660 t		(合計) 657 t		(合計) 654 t		(合計) 651 t		(合計) 650 t	
	(引渡 量) t	(独自処理 量) 660 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 657 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 654 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 651 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 650 t
その他の色のガラス製容器	(合計) 220 t		(合計) 218 t		(合計) 217 t		(合計) 216 t		(合計) 216 t	
	(引渡 量) 220 t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 218 t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 217 t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 216 t	(独自処理 量) t	(引渡 量) 216 t	(独自処理 量) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	20 t		20 t		20 t		20 t		20 t	
主として段ボール製の容器	1800 t		1800 t		1800 t		1800 t		1800 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 112 t		(合計) 112 t		(合計) 111 t		(合計) 111 t		(合計) 111 t	
	(引渡 量) t	(独自処理 量) 112 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 112 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 111 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 111 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 111 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 432 t		(合計) 429 t		(合計) 427 t		(合計) 425 t		(合計) 425 t	
	(引渡 量) t	(独自処理 量) 432 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 429 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 427 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 425 t	(引渡 量) t	(独自処理 量) 425 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡 量) 0 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自処理 量) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡 量) t	(独自処理 量) t	(引渡 量) t	(独自処理 量) t	(引渡 量) t	(独自処理 量) t	(引渡 量) t	(独自処理 量) t	(引渡 量) t	(独自処理 量) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の収集実績や人口変動率を勘案し、算定した。

また、人口変動率は次のとおり設定した。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
316,967 人 (対前年度比) 99.94%	316,776 人 (対前年度比) 99.94%	316,584 人 (対前年度比) 99.94%	316,392 人 (対前年度比) 99.94%	315,814 人 (対前年度比) 99.82%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第 8 条第 2 項第 5 号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

その他のプラスチック製容器包装については、平成 28 年の新総合ごみ処理施設「四日市市クリーンセンター」の稼動を契機に、ごみ焼却発電による熱エネルギー回収（サーマルリサイクル）を行うが、白色トレイについては、従来どおりの民間事業者による店頭回収を推進することとする。

また、子供会や P T A など地域活動団体による資源集団回収が進んでいる紙類については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	飲料缶 金属類	委託業者による定期 収集	民間事業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	委託業者による定期 収集	委託業者
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック	委託業者による定期 収集	民間事業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	雑紙		
プラスチック	ペットボトル	ペット ボトル	委託業者によるスー パー店頭の拠点回収	民間事業者
			委託業者による定期 収集	
チック	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	プラス	スーパー店頭自主回 収 (民間事業者)	民間事業者
	その他のプラスチック製容器包装	チック類	市による定期収集	なし

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

飲料缶、紙類、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装の中間処理施設について、民間事業者の施設を活用して行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	飲料缶	袋	平ボディ 車	民間事業者 (選別・圧縮 施設)
アルミ製容器	金属類	プラスチック コンテナ		
無色のガラス製容器	びん	袋	同上	桶衛生セン ター (ストックヤ ード)
茶色のガラス製容器		プラスチック コンテナ		
その他の色の ガラス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	縛る	同上	民間事業者 (選別・圧縮 施設)
段ボール	段ボール			
その他の紙製 容器包装	雑紙			
ペットボトル	ペットボトル	専用回収容 器	パッカー 車	民間事業者 (選別・圧縮 施設)
		袋		
その他のプラス チック製容器包装	プラスチック 類	袋	同上	なし

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・当該分別収集計画の実施については、市民や事業者の意見、要望を伺い、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者及び廃棄物問題について専門的見識を有する委員で構成されたごみ減量等推進審議会での議論を踏まえ行うものとする。
- ・子供会やP T Aなど地域活動団体による資源集団回収を促進するため、助成金を交付する。また、分別収集を促進するため、集積場整備を行う自治会に対し原材料の支給などの支援を行う。